入 札 公 告

令和6年2月13日

国家公務員共済組合連合会(以下「連合会」という。)所有の土地を下記のとおり一般競争 入札により売却します。

なお、今回の入札についてのお問い合わせ先は、別紙の媒介業者となります。

記

1. 売却物件

神奈川県横浜市青葉区美しが丘二丁目26番1 外7筆 (詳細は別紙の1のとおり)

2. 入札参加者に必要な資格

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)(以下「業法」という。)第2条第3号に規定 する宅地建物取引業者の資格を有すること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する 暴力団、暴力団員及びその関係者でない者であること。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第 2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員(構成員を含む。)でないこと。
- (4) 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があったと認められるときから2年を 経過していない者(この者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。)に該当しない者であること。
 - ① 故意に入札に付す物件を損傷し、その価値を減少させた者。
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者。
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - ④ 競争入札の実施に当たり当会の職員の職務の執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由なく連合会との契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 連合会に提出した書類に虚偽の記載をした者。
 - ⑦ その他連合会に著しい損害を与えた者。
- (5) 日本法人であり、確実な資金計画を有している者であること。
- (6) 入札参加者が共同入札者を含め複数で参加する場合は、そのいずれの者も上記(1) から(5)までに該当していること。

3. 入札参加の手続

(1) 入札に参加することを希望する者は、(2)に掲げる書類を<u>別紙の2の媒介業者へ請求してください。書類を配付された者は、入札参加申込書及び誓約書を令和6年5月13日(月)までに、媒介業者へ持参、又は電話連絡のうえ郵送(期限内必着のこと)してください。</u>

なお、提出された書類はいずれも返還いたしません。

(2) 配付書類(主なもの)

- ① 入札参加申込書
- ② 誓約書
- ③ 振込依頼書
- ④ 入札保証金提出書
- ⑤ 入札保証金納付等に関する留意事項
- ⑥ 入札書(入札当日持参のこと)
- ⑦ 入札注意書
- ⑧ 土地売買契約書(案)
- ⑨ 物件調書

4. 入札保証金

入札保証金(入札金額の100分の5以上に相当する金額で、3億円以上とする。)を振込依頼書により、指定口座へ振込手続を行うとともに、手続終了後、入札保証金提出書を速やかに連合会へFAX送付してください(FAX:03-3222-3717)。

納付期間: 令和6年5月14日(火)から令和6年5月16日(木)15時まで

5. 現地説明

実施いたしません。

6. 入札の日時及び場所

別紙の3のとおり

7. 入札の無効

入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札の条件に違反した入札は無効となります。

8. 契約等

落札者は、宅地建物取引業法第35条に基づく重要事項説明を受けたうえ、落札決定の日から令和6年6月24日(月)までに、連合会の指定する契約書により、契約を締結しなければなりません。

なお、令和6年6月24日(月)までに、契約を締結しないときは、入札保証金は連合会に帰属します。

9. 売買代金の支払い

売買代金は、契約締結と同時に支払わなければなりません。

国家公務員共済組合連合会

1. 売却物件

物件番号	物件所在地	実測数量(㎡)	
05-006	横浜市青葉区美しが丘二丁目26番1	19,608.94	
	横浜市青葉区美しが丘二丁目26番2	745.26	
	横浜市青葉区美しが丘二丁目26番3	490.45	
	横浜市青葉区美しが丘二丁目26番4	8.59	
	横浜市青葉区美しが丘二丁目26番5	309.82	
	横浜市青葉区美しが丘二丁目27番1	13,476.66	
	横浜市青葉区美しが丘二丁目27番3	1,185.66	
	横浜市青葉区美しが丘二丁目27番4	45.87	
	35,871.25		

2. 配付書類等の請求・提出場所、及び問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社 不動産営業第五部 第二課

住所:東京都千代田区丸の内1-4-1

電話: 03-6256-6057 (若松、織田) (平日9:30~17:00)

3. 入札の日時・場所

令和6年5月17日(金) 14時~ 東京都千代田区丸の内1-4-1 三井住友信託銀行 3F会議室 物 件 調 書

物件番号 05-006

所 7	在 地	横浜市青	横浜市青葉区美しが丘二丁目26番1外7筆									
旧住月	居 表 示	(北側画地):横浜市青葉区美しが丘二丁目26 (南側画地):横浜市青葉区美しが丘二丁目27										
現況及び		宅 地 35,871.25㎡										
登記簿記載事項	地 番	26番1	26番2	26番3	26番4	26番5	27番1	27番3	27番4			
	地 目	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地	宅地			
	権利部(乙区)	なし	地役権(承役地)	地役権(承役地)	なし	地役権(承役地)	なし	地役権(承役地)	なし			
	数量	19, 608. 94 m²	745. 26 m²	490. 45 m²	8. 59 m²	309. 82 m²	13, 476. 66 m ²	1, 185. 66 m²	45. 87 m²	計35,871.25㎡		
接面の料	道路	西 側 北西側	東 側 横浜市道 幅員約6.5~8.5m(建築基準法第42条1項1号道路) 南 側 横浜市道 幅員約14.0m(建築基準法第42条1項1号道路) 西 側 横浜市道 幅員約9.0m(建築基準法第42条1項1号道路) 北西側 横浜市道 幅員約6.5m(建築基準法第42条1項1号道路)									
	建都	市街化区	域									
		用途地域	第2種住戶									
法令に基づ	築市		地区計画区域(青葉美しが丘二丁目地区地区計画)									
		地域·地区	地域·地区緑化地域									
	基計		横浜市駐車場条例における周辺地区又は自動車ふくそう地区									
	準画	建ぺい率										
		容積率		÷ 1.1.1								
			第4種高原									
基			準防火地	以								
づく 制 限	その他	 ・日影規制(4m/4h/2.5h) ・斜線制限(道路・隣地) ・都市計画法第29条(開発行為の許可) ・景観法(景観計画区域) ・公有地拡大推進法第4条(土地を譲渡しようとする場合の届出義務) ・宅地造成及び特定盛土等規制法(宅地造成工事規制区域) ・特定都市河川浸水被害対策法30条(雨水浸透阻害行為の許可) ・土砂災害防止対策推進法第7条(土砂災害警戒区域(イエローゾーン)) ・国土利用計画法第23条(土地取引の届出) ・土壌汚染対策法第4条(一定規模以上の土地の形質の変更の届出) 										
私道の負担等		私道負担	無	負担の	の内容							
に関する事項		道路後退	無	負担(の内容							
			配管等の状況			施設整	備状況		設 整 伽 川負担の			
	処理	電 気		直路配線 有								
施設の	の概要	公営水道		路配管	路配管 有			無				
		公共下水	., .,	路配管	有				無			
		都市ガス	接面道路配管 有			無						
交 通	機関	鉄道等	東急田	園都市線	「たまプラ	ーザ」駅の	の北方約	0.5km				

- 売却の際は、現状有姿(囲障、看板、工作物(擁壁、電柱及び支柱、雨水排水中継 桝、汚水最終桝、給水塔基礎及び下部杭、市水止水弁、山留矢板(木製)、浄化槽下部 杭、コンクリートブロック、杭穴充填材(セメント系改良土)、存置杭、地盤改良土(セメント系 改良材)、側溝、雨水貯留施設、オリフィス桝、雨水桝)等を含む。)での引渡しとなります。
- 本物件東側道路から電柱及び支柱が本物件に越境しています。当該事象について は、電柱設置承諾書を締結しています。
- 本物件東側道路から電線及び支線が本物件に越境しています。
- 本物件北側道路から電線及び支線、近隣自治会のごみ収集BOXが本物件に越境し ています。
- ・ 本物件西側道路から道路標識が本物件に越境しています。・ 敷地中央道路から東京電力パワーグリッド株式会社(以下、「東電PG」という。)所有地 (27番2)に進入するために本物件のうち27番4に進入路が設けられていますが、覚書等 は締結しておりません。
- 本物件の中央付近に東電PG所有の特別高圧架空電線(高圧線)鉄塔1基が存してい
- ・ 本物件のうち地番26番2、26番3、26番5、27番3には、電線の支持物の設置を除く送電 線路の設置及びその保全のための土地立入、建造物の築造禁止及び送電線路の支障 となる竹木の植栽禁止を目的とする地役権が設定されています。
- ・ 本記載事項と現況に相違のある場合は、現況を優先します。

参考事項